ネットワーク通信

№11 2017.2.22



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

定着を目指した就労支援について考えます。

事務局:山梨県障害福祉課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 Tel 055-223-1460 Fax 055-223-1464 E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

障害者雇用について、先日開催された第2回ネットワーク会議で小林洋一委員(山梨労働局)から就労における合理的配慮事例の報告とともに、平成28年12月発表の障害者雇用状況の集計結果の説明をしていただきました。

民間企業では、県内企業(従業員数50人以上)の平均は1.92%で全国平均と同率ですが、全国順位は32位で22都府県が法定雇用率2.0%以上を達成しているとのことです。

また、行政機関では、法定雇用率2.3%のところ 県知事部局が2.32%と上回っているものの、全国 平均より0.32ポイント低く、全国で42位である ことが示されました。さらに今後の課題として、 未達成企業への働きかけと定着支援の取組があげ られました。

定着支援の取組では、企業の持つ業務管理、人 事管理の経験を活かし、福祉・教育分野との連携 や融合が求められています。

「ちょっとした配慮でキラリ 個の力」

厚生労働省が雇用分野における障害者差別禁止・合理的配慮の周知のため募集し選定した標語です。職場での配慮で、当事者が持てる力を発揮して、信頼され活躍する姿をイメージすることができます。

障害当事者の就労及び定着のためには、企業内の障害者を理解する体制づくりや受入担当者の配置が求められます。ここでは、定着支援を担うジョブコーチについて、その役割を確認します。

就労支援で求められることの一つが定着支援の 取組ですが、この取組で大きな役割を担うのがジョブコーチ(職場適応援助者)です。

ジョブコーチは、障害特性を踏まえた専門的な 支援を行い、障害者の職場適応、定着への支援を 目的としています。ジョブコーチが行う支援の内 容は、厚生労働省が次のように示しています。

- ①対象の障害者がその仕事をすすめ職場に適応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて支援する。
- ②障害者本人だけでなく、事業所や障害者の家族も支援の対象とする。
- ③ジョブコーチの支援は、事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指す。

また、ジョブコーチの3類型を示し、訪問型及び企業在籍型は必要とされる養成研修修了者をあてるとしています。

- 配置型ジョブコーチ:地域障害者職業センターに所属し、就労に対し困難性の高い障害者を主な支援対象とし支援、訪問型及び企業在籍型ジョブコーチに必要な助言・援助を行う。
- □ 訪問型ジョブコーチ:障害者の就労支援を行う 社会福祉法人等に所属する。
- □ 企業在籍型ジョブコーチ:障害者を雇用する企業に所属する。

山梨県では独自にジョブコーチの養成を行い、 平成21年4月から「県版障害者ジョブコーチ派遣 事業実施要綱」に基づいて、県版障害者ジョブコーチを登録、派遣しています。

県版障害者ジョブコーチの活用

県版障害者ジョブコーチは、障害当事者や企業等の要請に応じ派遣され、 障害者の就職、職場定着などの就労支援を担うことを目的としています。

県版障害者ジョブコーチは、障害当事者や事業所の状況に応じて次のよう な支援を行います。

- ①ハローワークへ同行し、求人情報の検索や必要書類作成の支援
- ②事業所訪問や面接等の準備や当日の同行支援
- ③職場実習等における支援
- ④通勤方法の検討や実際場面での支援
- ⑤事業所へ定期訪問等により、職場の方と当事者の間に入り仕事内容の理解 や職場での人間関係構築等への支援

また、事業所からの要請についても、障害特性への理解、職場環境の調整 や当事者とのコミュニケーション方法等への助言を行い、職場定着までの一 貫した支援を行います。

障害のある方が意欲を持って働くことができるためには、施設設備だけではなく人間関係においても働きやすい環境づくりが求められます。お互いに理解し合うための方策として、ジョブコーチの活用が大きな力となります。

県では、障害者の職業生活を支援することに 意欲のある方を対象として、県版障害者ジョブコ ーチに登録してもらうための養成研修を次のと おり実施します。

実施要領等は県の障害福祉課のホームページに掲載していますが、問合せは委託先の「すみよし障がい者就業・生活支援センター (Tel055-221-2133/Fax055-221-2136)」で受付

日時 平成29年3月14·15·25日(火·水·土) 10:00~16:00 (9:30受付開始)

会場 14・15日 小瀬スポーツ公園

陸上競技場会議室 25日 (株)甲府積水産業

(甲府市上条新居町300)

職場定着支援と職場環境での工夫例~県内企業の例

株式会社キトー本社工場(昭和町)では障害者雇用に積極的に取組んでおり、聴覚障害者も採用されています。それぞれが配置された部署では、コミュニケーション上の工夫や安全な作業への様々な工夫がなされています。

本社工場のある部門では、所属する聴覚障害のある 社員が朝礼の際の手話研修を提案し、自ら講師となり 勤務中に使ってほしい手話表現を中心に研修するとと もに、併せて手話ボードを作成し部署に掲示する取組 を実践しています。

また、新卒の聴覚障害者は、仕事上の専門用語は常に身につけているメモ帳に記載し確認することを習慣化し、業務上の誤りがないように工夫しています。

聴覚障害のある方とのコミュニケーション方法の一つとして、ネットワーク通信No.6で紹介した音声を文字に変換し表示するアプリをタブレット端末で使用しており、アプリ制作会社のホームページで実践例として紹介されています。

ろう学校では、高等部在学中の現場実習などで、例えば「洗う」という語は日常使っており理解できても、使い慣れない「洗浄する」という言葉がその場では理解できないなど、語彙の広がりが必要であることが課題として指摘される場合があります。

ろう学校では、現場実習やインターンシップなどの際には、事業所の一日の業務内容や活動で使われる言語表現を確認し、普段の生活では使用頻度の少ない表現を授業で意識的に使い語彙の拡充を図ることにも取組んでいます。ある生徒の場合は、現場実習終了後学校に戻ってからは国語辞書を常に携帯し、語彙の拡充に努める様子が見られました。

職場定着支援と職場環境での工夫例~特例子会社での雇用例

厚生労働省が、障害者雇用における職場改善好事例として紹介している株式会社マルイキットセンター (以下「マルイ」)の事例から紹介します。

マルイは平成4年にグループ企業の物流センター内に開設され、知的障害・身体障害や発達障害のある方を雇用し、グループ内の包装紙、事務用品等の管理・出荷業務を受託し業務としました。その後、株式会社丸井グループの特例子会社([注2])として障害者雇用推進を目的にして平成15年に設立されました。マルイの障害者雇用の特徴は、確実な実践の積み重ねでグループ内での信用を得て業務内容の拡大を図り、さらにそれぞれの障害特性を活かす職域開発を積極的に行い、他の障害種へも雇用を広げていることです。

「企業の声」として、「開所当時は就業支援の制度や体制が十分ではなかったので、手作りで取り組んできました。障害のある社員は私よりも正確に、ひたむきに作業をおこないます。長年働いている社員に対し敬意を払い、お互いに学び合う関係でいたいと思います」との取締役社長の話が紹介されています。また、企業としての業務効率の向上も目指すところですが、手順の変更などに対応が難しい方への配慮はなされており、「変えてもいいものと変えてはいけないもののバランスを見極めて運営していくことが重要」と述べています。

障害特性への対応では

同じ行動を繰り返す常同行動により作業能率が低下した発達障害のある方へは、作業工程をビデオ撮影し、常同行動が発生しやすかった工程を省略して解決した。また、業務中の周囲の音に敏感であることがクリニックのカウンセリングで分かったことを受けて、当事者と相談し耳栓を使用することで作業に集中できるようになった。

軽度の知的障害でADHD(注意欠陥多動性障害)の傾向がある方の事例では、作業中の自己本位な雑談で集中力が低下してしまうことがみられた。家族や支援機関との連携会議を開き対応策を検討し、職場へ持ち込み可としていたアニメ本やゲーム機への思いが仕事中の集中力低下の原因であると確認、家族の協力を得て持ち込み禁止とした。この結果、雑談が減り作業に集中できるようになった。

聴覚障害者の職域拡大では、グループ他社の宝飾・時計の検品業務を職域に加えたところ、グループ会社を上回る成果を上げた。正確で円滑な作業を目指した業務マニュアルの作成では、聴覚障害のある社員が全員参加し業務の標準化や精度アップが図られた。また、能力管理・評価や研修等企業の人事管理の手法も取り入れ、意欲・技術・生産性の向上を図った。

解説

[注1]障害者雇用率制度:「身体障害者及び知的障害者の就労について、障害者雇用率を設定し事業主等に達成義務を課すことで雇用機会を保障」する制度

[注2] 特例子会社:障害者雇用の促進と安定を図るため、事業主が障害者雇用に特別の配慮をする一定の要件を満たす子会社を設立した場合、特例で子会社に雇用した雇用された障害者を親会社で雇用されているとみなし実雇用率の算定が可能としている。特例子会社を持つ親会社は、関係の子会社も含めて企業グループ全体による実雇用率算定も可能としている。

文責:古屋德康(県障害者差別解消推進員)